

# 清水駅東地区文化施設整備及び維持管理・運営事業 要求水準書（案）に関する質問に対する回答

通番	頁	記号1	記号2	記号3	記号4	記号5	記号6	質問等	回答
1	2	1	3	3				「...清水テルサと近接する位置にある。同施設は...多くの文化系施設が整備されている。...清水テルサとの機能連携を図るために...」とあります。現在、清水テルサでは指定管理者の公募が行われ、公募書類をみると、例えば指定管理者に対して一般教養の講座開催を静岡市が指定されておりますが、“機能連携を図るため”には競合すると予想される自主事業をしてはならないのでしょうか。	可能です。
2	2	1	4	1				オペラ、バレエ用のオペラカーテンと、演劇用の緞帳の両方が必要と理解してよろしいでしょうか？	緞帳は不要です。
3	2	1	4	1				緞帳が必要な場合、緞帳自体（幕地）の仕様は、備品リスト等で示されると理解してよろしいでしょうか。	緞帳は不要です。
4	2	1	4	1				オペラカーテンを設置するため、絞り緞帳は不要と理解してよろしいでしょうか？	緞帳は不要です。
5	2	1	4	1				オペラ公演のためにプロンプターボックスを設置すると理解してよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
6	3	1	5	2				外構工事は建物本体を除く敷地全体の部分で、人工地盤の整備はこの中に含まれると考え、また人工地盤に道路を横断して接続する部分（敷地外）は事業範囲外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
7	4	1	5	4				実施方針に記載されておりました運営業務のうち「本件施設に設置される飲食店等附带機能の運営業務（事業者提案、独立採算）」が本要求水準書では削除されております。当該業務は事業者の業務範囲から除外されたのでしょうか。また、その理由をご教示下さい。	実施方針及び要求水準を修正します。
8	4	1	5	4				開業準備業務が運営に関する業務として記載されておりますが、実施方針では建設に関する業務となっております。開業準備費用は維持管理運営費または施設整備費のいずれになるのでしょうか。	維持管理運営費とします。
9	4	1	5	2				工事監理が建設業務に入っていますが、同一企業が設計・施工を兼ねて実施することが可能なのでしょうか。	実施方針を参照してください。
10	5	2	1	2		コ		「備品移設業務」の対象となる”備品リスト”の公表はいつ頃になるのでしょうか。	通番57参照。
11	6	2	1	4		エ		基本設計および実施設計で提出する書類は具体的に提示されますでしょうか。	特定事業契約書案にて示します。
12	6	2	1	4		ア		「協議」との記載がありますが、この場合、協議内容による費用増減等の発生はないと解釈すべきでしょうか。	協議の項目や内容、要求水準を満たしているか否かにより異なります。
13	6	2	1	4		ア		「協議」との記載がありますが、この場合、協議内容による費用増減等の発生はないと解釈すべきでしょうか。	通番12参照。

通番	頁	記号1	記号2	記号3	記号4	記号5	記号6	質問等	回答
14	6	2	1	4		イ		設計の進捗について市と行う定期的な打合せについて、頻度はどの程度とお考えでしょうか。	2週間に1回程度を想定しています。
15	6	2	1	4		ウ		「模型」等は、落札者決定後製作すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
16	7	1	1	4		オ		市民説明会等への協力は具体的にどのような物を想定すればよろしいでしょうか。	市民向けの説明資料の作成協力等をお願いする場合があります。
17	7	1	1	4		オ		市民説明会等により発生した計画変更は市側のリスクと考えるとよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
18	7	2	1	4		オ		市民説明会とはいつ頃の予定でしょうか。また、周知活動への協力とはどのような内容のものをお考えでしょうか。ご教示願います。	事業者決定後に3回程度開催予定です。協力内容については通番16参照。
19	7	1	1	4		カ		確認申請以外に現段階で発生すると考えられる申請手続きなどは、ございますでしょうか。	地区計画における容積率の取扱いについて、確認申請とは別途の対応が必要となります。詳細については、後日公表します。通番26参照。
20	7	2	1	4		カ		「これらの手続きにあたっては事前、事後に市への説明を行い」とありますが、各種申請全てについて準備をした上で事前に説明し、さらに事後にも全てについて説明するということになるのでしょうか。あるいは各申請毎にその都度前後に市への説明を行うということでしょうか、ご教示願います。	各申請毎にその都度前後に市への説明を行うことです。
21	8	2	1	4		サ		事業者が調達及び設置を行う備品等の所有は事業者と理解してよろしいでしょうか。またp.34「5. 備品保守管理業務」の記載を踏まえると、リースは認められると考えるとよろしいでしょうか。	前段：事業者が調達及び設置する備品のうち、要求備品については市の所有とします。 後段：ご理解の通りです。ただし、この場合であっても、PFI事業終了後も施設機能が維持されている必要があります。
22	8	2	1	4		サ	(イ)	「別紙- 「要求備品一覧」」の公表はいつ頃になるのでしょうか。	近日中です。
23	9	1	2	1				敷地測量（境界線、方位、高低差および周辺状況）の資料は、後日発行していただけるのでしょうか。	敷地測量図については閲覧可能です。閲覧開始日については、市ホームページでお知らせします。
24	9	2	2	1				解体設計をすべき既存施設の詳細について図面等は提示いただけますでしょうか。	既存の平面駐車場の図面については閲覧可能です。閲覧開始日については、市ホームページでお知らせします。
25	9	2	2	1	⑤			敷地は街区の角地として、建ぺい率制限は+10%で90%、ないし商業系防火地域で更に+10%で100%に緩和されるのでしょうか。（参考までに特定行政庁の街区の角地指定基準についてお示ください。）	当該敷地は商業系準防火地域であり、角地として10%の割り増しのみです。角地指定基準については、静岡市建築基準法施行細則を参照してください。
26	9	2	2	1		ア		容積率の最低限度200%とありますが、実施方針に示された施設の延べ床面積12,300㎡のみですと159.2%で地区計画の条件を充足することができません。独立採算運営事業または駐車場等を整備して建物のべ床面積を増して不足分の容積を満たさなければならないという理解すべきでしょうか。	地区計画における容積率の取扱いについては、容積に比して延べ床面積が少ない本件施設の特性を勘案して、大ホール空間に床を仮想した上で、当該仮想床面を延べ床面積に算入し、容積率を算定するものとします。このため確認申請とは別途の対応が必要となり、詳細については、後日公表します。通番19参照。

通番	頁	記号1	記号2	記号3	記号4	記号5	記号6	質問等	回答
27	9	2	2	1			ウ	「外壁等の面から土地区画整理事業区域界までの」とありますが、当該敷地の場合、東側道路との道路境界までの距離と理解すればよろしいでしょうか。	土地区画整理事業区域界と道路境界とは相違します。図面は閲覧可能です。
28	9	2	2	1				「資材置場及び仮設事務所」を事業予定地内に設置することは可能でしょうか。	設置については事前の設計協議等において市の了解を得て下さい。物理的に設置が可能であるか否かについては、事業者にて判断して下さい。
29	9	2	2	2				現状の周辺インフラについての位置の調査図はいただけますでしょうか？	周辺インフラについての位置は、事業者にてご確認ください。
30	11	2	2	2				石油コンビナート等特別防災区域に隣接地として「災害発生への対策を検討」するとは、本件施設の設計にあたり、石油コンビナート等災害防止法等に基づき、防火対策等の措置を講じる必要があるということでしょうか。	災害発生時への対策については、計画予定地に係る防災計画案を参照してください。同案の閲覧開始日は、市ホームページでお知らせします。
31	11	2	2	2				津波に関して、対象敷地は東側に隣接する袖師臨港道路を経て清水港岸壁に近接しておりますが、これまでに高潮等の災害が発生した経歴があれば情報の提供をお願いいたします。	安政東海地震（1863年）による浸水の記録があります。東海地震による浸水想定は0.5mとなっています。
32	11	2	3	1				「標準仕様書」「標準詳細図」を最新版との記載がございますが、入札書類提出時と実施設計提出時が異なった場合の設計変更リスクは市側と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
33	11	2	3	1			ウ	「近隣施設との連携...」との記載がありますが、具体的な近隣施設とは清水テルサを指す、と解釈してよろしいでしょうか。	通番34参照。
34	11	2	3	1			ウ	「都市における回遊性にも十分配慮し...」との記載がありますが、具体的には、人工地盤での清水駅との接続と駅構内自由通路を通じた清水駅西口との回遊性と解釈してよろしいでしょうか。	清水駅を中心とした地区全体です。
35	12	2	3	1				建築設備への配慮として、将来の増築や設備容量の増強のための予備スペースに留意し計画を行うこととありますが、将来具体的に増築等の計画があるのでしょうか。もし具体的な予定があるのならお示しいただきますようお願いいたします。	現状では増築は予定していません。
36	12	2	3	1			イ	「将来の増築」との記載がございますが、具体的に増築などの計画があるのでしょうか。ある場合はご提示いただけませんでしょうか。	通番35参照。
37	13	2	3	1				津波避難施設として24時間の対応が可能な人工地盤とありますが、収容人数の目安があれば御教示下さい。また24時間対応とは、照明、水道設備、ベンチ等の設置などが求められるという理解でよろしいでしょうか。	「津波避難施設」に求める機能としては、自由にアクセスできるスペースのみを確保すれば可とします。
38	13	2	3	1				「人工地盤について、津波避難施設として24時間の対応が可能であること。」との記載がありますが、ここで求める「24時間の対応」についてどの様に考えればよろしいでしょうか。	通番37参照。

通番	頁	記号1	記号2	記号3	記号4	記号5	記号6	質問等	回答
39	13	2	3	1				津波避難施設として24時間対応可能とは、場所を確保するという理解でよろしいのでしょうか。それともその他何らかの対応を求められるのでしょうか。	通番37参照。
40	13	2	3	2				「 $m^2$ 程度」「 $席$ 程度」との記載がございますが、具体的に上下何%でしょうか。	記載は概ね下限値を示しています。上限については、大小ホールにあつては5%程度、その他にあつては10%程度を想定しています。
41	13	2	3	2				小ホールの内容には「最大350席程度。」となっておりますが、17 $^\circ$ -ジ「小ホール.ア.客席」では「350席程度」となっており最大とはなっていません。どちらなのか教えて下さい。	要求水準を修正します。「350席程度」とします。
42	13	2	3	2				客席数や床面積に「程度」とありますが、上限値、下限値などのご指定があればご提示願います。	通番40参照。
43	13	2	3	2				本件施設の構成にと示された表について、例えば大ホール舞台の内容の欄に「1,100 $m^2$ 程度」と面積が記載されていますが、この数値を含め、本表に具体的な面積が記載されている諸室の面積はこれを守らなければならないのでしょうか。	通番40参照。
44	13	2	3	2				実施方針にて施設本体延床面積が「概ね12,300 $m^2$ 程度」と示されておりましたが、要求水準書案には当該延床面積は記載されてないように思われます。あくまでも施設本体延床面積が「概ね12,300 $m^2$ 程度」のままと考えてよろしいのでしょうか。もしくはP9に記載の建ぺい率、容積率及び地区計画に係る基準をクリアすれば施設本体延床面積は事業者提案によると考えてよろしいのでしょうか。	通番26参照。
45	13	2	3	3				清水駅東西自由通路と接続する際に、自由通路側の改修工事は事業費に含まれるのでしょうか。	含まれます。
46	13	2	3	3				清水駅東西自由通路の詳細な設計図および構造図の資料はいただけるのでしょうか。	清水駅東西自由通路の詳細な設計図等については、落札者への提供が可能です。
47	14	2	3	4				各諸室の諸元表は公表される予定でしょうか。	公表予定はありません。
48	14	2	3	4				各諸室の要求面積については事業者の提案によるという理解でよろしいのでしょうか。	要求水準を満たした上で事業者にて提案してください。
49	14	2	3	4			ア	大掛かりな床機構とは、具体的にどのような床機構なのでしょうか。ご教示願います。	迫り、スライディングステージ等です。
50	15	2	3	4			エ (ケ)	楽屋ロビーに「ドリンクサービス等の対応を考慮すること。」とありますが、具体的には飲料水の自動販売機を設置するという理解でよろしいのでしょうか。	事業者にて判断して下さい。
51	15	2	3	4			オ	「1階席だけを利用することを想定し...」との記載がありますが、必ず2階以上を設けなければならないのでしょうか。例えば客席をワンスロープの1階席だけにしてはならないのでしょうか。	事業者にて判断して下さい。ただし、大ホールでの小規模催事の開催ニーズへの対応について十分に配慮してください。

通番	頁	記号1	記号2	記号3	記号4	記号5	記号6	質問等	回答
52	17	2	3	4		オ		小ホールの客席では「高質な椅子」と規定されていますが、大ホールは特に要求されないと考えてよろしいでしょうか。	事業者にて判断して下さい。
53	17	2	3	4		ク	(イ)	建築面ではクロークを設けるとありますが、運営ではその規定がありません。運営には人員や付保が必要ですが、クロークの運営は独立採算事業でしょうか、それともサービス購入料の対象となる事業でしょうか。またコインロッカーの設置等に換えることはできないのでしょうか。	要求水準を修正します。
54	17	2	3	4		ク	(ウ)	「事業者提案によるドリンクコーナーや仮設ショップの機能を備える場合はホワイエ内に設ける。」との記載がありますが、この場合のドリンクコーナーや仮設ショップは、P26「民間収益機能」として解釈すべきでしょうか。	ご理解の通りです。
55	14	2	3	4		コ		指揮者、ソリスト等主役クラスの楽屋には、シャワー室とトイレを一部屋にひとつずつ設けるということではよろしいのでしょうか。それとも楽屋付近に別途シャワー室とトイレを設けるという理解でよろしいのでしょうか。	各部屋に1つずつ設置してください。
56	18	2	3	4				リハーサル室につきましては、「幅広く…」とありますが、具体的に広さや天井高の指定、あるいは何人以上が同時に使用できる等の指定はないのでしょうか。	事業者にて判断して下さい。
57	18	2	3	4				ギャラリー付近に市所蔵作品の常設展示ウォールケースを設ける指示がございますが、市所蔵作品としては、具体的な大きさや物としてどのような作品を想定すればよろしいでしょうか。	市所蔵作品の詳細は後日公表します。
58	18	2	3	4				本施設で保管する市所蔵作品に対する保険は別途静岡市様が付保されているという認識でよろしいでしょうか。あるいは、付保費用はサービス購入料に含める事業者負担でしょうか。その場合、付保対象金額をいくりに設定すればよろしいでしょうか。	市が付保します。
59	18	2	3	4				「託児室を設けること」とありますが、市の想定預かり人数や広さの指定（例えば10坪10人程度等）を公開して頂きたいと存じますが、その予定はございますでしょうか。	想定預かり人数等について公開予定はありません。広さについては事業者にて判断して下さい
60	19	2	3	4				駐輪場の必要設置台数の想定として参考になる資料等はございますでしょうか。ある場合はご提示いただけませんかでしょうか。	静岡市自転車等の駐車秩序に関する条例（平成15年静岡市条例第235号）を参照して下さい。
61	19	2	3	4				「敷地内に付置義務台数以上を確保する」とありますが、実施方針の中では「施設本体」が「概ね12,300㎡程度」（p.12）とあります。駐車場の面積は施設本体と別途の平面、と理解するべきでしょうか。	質問の趣旨が不明のため回答できません。近日中にヒアリングを実施した後に、改めて回答を公表します。
62	19	2	3	5		エ		中央監視室の配置、面積等について数値条件はありますか。	事業者にて判断して下さい。
63	20	2	3	5		カ		「事前に市の承認を得ること」との記載がありますが、基本設計後、や実施設計前後など設計工程のどの段階を想定すればよろしいでしょうか。	通番14参照。

通番	頁	記号1	記号2	記号3	記号4	記号5	記号6	質問等	回答
64	20	2	3	5			カ	この承認により計画および設計が変更になった場合は、「内容変更に伴う設計変更」の市側リスクと考えてよろしいでしょうか。	要求水準を満たさない場合は事業者のリスクです。
65	21	2	3	5			ウ (I)	本件計画隣地にある清水テルサ建設時の電波のデータがあれば、お示し願います。	清水テルサ建設時の電波のデータについては閲覧可能です。閲覧開始日については、市ホームページでお知らせします。
66	21	2	3	5			ウ (オ)	IT機器などは事業対象外でしょうか。	事業対象に含まれます。
67	21	2	3	5			ウ (オ)	配管配線が必要な諸室をご指示いただけませんかでしょうか。	事業者にて判断して下さい。
68	21	2	3	5			ウ (オ)	「LANの導入が可能ないように、配管配線工事を行う。」との記載がありますが、このLAN導入は静岡市様としての必要から求められているのでしょうか。	ご理解の通りです。
69	23	2	3	5			ア	厨房設備とありますが厨房の必要な部屋はどこになるのでしょうか。	ドリンクコーナー等を想定しています。なお、要求水準を修正します。
70	23	2	3	5			ア	厨房施設の設備機器についての記述がありますが、建築的には厨房が必要な施設の規定がありません。楽屋用の簡単なシンクのことですか、それとも自由提案の独立採算によるドリンクコーナー等を指しているのでしょうか。	通番69参照。
71	24	2	3	6			ア	バトン50本程度のほかに、点吊用ウインチも必要ということでしょうか。必要とすれば何台程度必要でしょうか。	必要です。数量については事業者にて判断して下さい。
72	24	2	3	6			ア	シーン設定機能（予め舞台機構の動作（動く順番、速度、停止位置）を設定しておく機能）は不要と理解してよろしいでしょうか？	必要です。
73	24	2	3	6			ア	舞台機構の操作卓について、固定の操作卓の他に、可搬式の移動卓（持ち運んで舞台内の任意の場所で操作が可能な卓）が必要かどうかご指示願います。	事業者にて判断して下さい。
74	24	2	3	6			ア	「道具バトンには適宜重量バトンを配し」とは、道具バトンのうち何本かは、他のバトンよりも許容積載量を大きくしておく、と理解してよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
75	24	2	3	6			ア	小ホールのバトンは、単速で、レベル設定器を装備するものと理解してよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
76	25	2	3	7				「本件施設の運用にあたり～その結果市が必要と判断した場合は事業者の計画を変更できるものとする。」となっておりますが、「同等品かつ同価格以内」での変更という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
77	25	2	3	7				納品前に協議しその結果事業者の変更した場合、「内容変更に伴う設計変更」の市側リスクと考えてよろしいでしょうか。	質問の趣旨が不明のため回答できません。近日中にヒアリングを実施した後に、改めて回答を公表します。なお、通番76参照。
78	25	2	3	7				「…事業者の計画を変更できるものとする。」とありますが、金額についても変更する事になるのでしょうか。	変更の項目や内容、要求水準を満たしているか否かにより異なります。

通番	頁	記号1	記号2	記号3	記号4	記号5	記号6	質問等	回答
79	25	2	3	7				「協議」との記載がありますが、この場合、協議内容による費用増減等の発生はないと解釈すべきでしょうか。	通番 1 2 参照。
80	25	2	3	7				一般備品について、市の必要最低限の内容をお示しただく予定は、ございますでしょうか。	要求備品一覧を近日中に公表します。
81	25	2	3	8				予備を用意とありますが、どの程度の予備を用意しておけばよいのでしょうか。具体的にご教示下さい。	近日中に公表する要求備品一覧を参照し事業者にて判断して下さい。
82	26	2	3	9				計画する人工地盤は本敷地内についてに限るものと考えてよろしいでしょうか。また人工地盤に道路を横断して接続する部分（敷地外）は事業範囲外と考えてよろしいでしょうか。	前段：ご理解の通りです。 後段：「人工地盤に道路を横断して接続する部分」との質問の趣旨が不明のため回答できません。近日中にヒアリングを実施した後、改めて回答を公表します。なお、敷地外についてはご理解のとおり事業範囲外となります。
83	26	2	3	9				既存樹木の樹種および位置をプロットした測量図はいただけますでしょうか。	既存樹木の位置等については事業者にてご確認下さい。
84	26	2	3	10				民間収益施設を設ける事ができるとありますが、設けなくてもよろしいのでしょうか。その場合、提案において減点等の措置があるのでしょうか。	設置は要求事項ではありません。配点については、落札者決定基準にて示します。なお、要求水準を変更する予定です。
85	26	2	3	10				「事業者は、市の所有する本件土地あるいは本件施設の一部について、事業期間中借受け、自らが建設し、所有する民間収益機能を設けることができる。」との記載がありますが、これは、「BT0で市が所有する施設の一部を借りて民間収益機能を設置する。」または「区分所有あるいは別棟により民間事業者が施設を建設して所有し民間収益機能を設置する。」のどちらの場合も可能であると解釈してよろしいでしょうか。	施設の一部賃貸のみを予定しています。なお、要求水準を変更する予定です。
86	26	2	3	10				民間収益機能は本件施設とは別棟、あるいは本件施設との合築（区分所有）のどちらでも可能という理解でよろしいでしょうか。	通番 8 5 参照。
87	26	2	3	10				民間収益機能の実施に当たり負担する土地の賃貸料若しくは施設の賃貸料について、金額または算定式等をご提示願います。	特定事業契約書案にて提示します。
88	26	2	3	10				「民間収益機能の整備・運営は事業者の独立採算とし...」とありますので、民間収益機能に係る費用・収入は市から支払われるサービス購入料とは関連しないという理解でよろしいのでしょうか。	ご理解の通りです。
89	26	2	3	10				実施方針及び特定事業の選定のいずれにも記載がなかった民間収益機能が新たに追加されております。当機能による事業者の収入は、市が支払うサービス購入料に影響しないものと考えてよろしいでしょうか。	通番 8 8 参照。
90	26	2	3	10				「静岡市財産規則」とは公開されている「静岡市財産管理規則」のことでしょうか。もし、そうでない場合は別途公開していただけないでしょうか。	ご理解の通りです。要求水準を修正します。

通番	頁	記号1	記号2	記号3	記号4	記号5	記号6	質問等	回答
91	26	2	3	10				「事業期間中借受け、自ら建設し、所有する民間収益施設」との記載がありますが、事業期間終了後は「施設を撤去する」ことを前提に計画すべきでしょうか。	通番85参照。
92	26	2	3	10				事業者で負担する民間収益機能施設とは備品のことを指し、本件施設の建設費（所要設備含む）は独立採算事業に供用する部分も含め全てサービス購入料の対象との理解でよろしいでしょうか。	通番85参照。
93	26	2	3	10				民間収益機能の施設用途、業態について規定されていますが、提案用途・業態が本規定に該当するかどうか、いつ、誰が、どのように判断するのでしょうか。（提案書提出後にいずれかの規定に抵触することを理由として失格となることはありえるのでしょうか。）	審査会にて提案を審査します。なお、要求水準を変更する予定です。
94	26	2	3	10	⑤			「民間収益機能の延床面積の上限は本体施設の延床面積未満とする」とありますが、民間収益機能の延床面積の算定において、駐車場の面積は別途と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
95	26	2	3	10	⑤			「小売業の場合、店舗面積は1000㎡以下とする」とありますが、小売店が複数あればそれぞれが1000㎡以下であれば問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	民間収益機能の合計を1000㎡未満とします。
96	23	2	3	10				独立採算の民間収益機能は実施方針では「飲食施設等」とありましたが、今回は、公序良俗と近隣と利用者に配慮すれば、特に業態は定められておりません。つまり特に飲食施設を設けなくても自動販売機で対応すればよい、と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
97	23	2	3	10				利用者の利便に供する目的で楽器、衣装、演劇用大道具等の賃貸倉庫、あるいは画材店、画廊、書店等の店舗を独立採算で付置した場合、必ずしも本施設の利用者ではない入店者が混在する可能性があります。設置は可能でしょうか。	可能です。
98	23	2	3	10				本施設の設置目的を拡大解釈して、芸術振興のための絵画や陶芸のための工芸室の設置、あるいは市民の健康増進のためのフィットネスクラブ等、あるいはまた施設利用者以外も顧客に想定したコンビニや生鮮三品の小売店舗を独立採算で付置することは可能でしょうか。	芸術振興分野での積極的な利活用策の提案を期待します。
99	27	2	3	10				民間収益機能としての駐車場は、民間収益機能のみの利用者専用の駐車場として本件施設用の駐車場と分けて整備し、かつ管理・運営（管理体制やシステム含め）も別々に行なうことが求められるという理解でよろしいでしょうか。またその場合、50項8で運営業務を定めた関係者用の駐車場と合わせて「静岡市における建築物に附置する駐車場に関する条例」の規定台数以上とするという理解でよろしいでしょうか。	質問の趣旨が不明のため回答できません。近日中にヒアリングを実施した後に、改めて回答を公表します。
100	26	2	3	10				事業期間終了後の民間収益機能の取扱いについては契約書の規定に基づくこととありますが、契約書とは事業契約書のこと、その規定は入札説明書等の公表時に提示されるのでしょうか。	ご理解の通りです。



通番	頁	記号1	記号2	記号3	記号4	記号5	記号6	質問等	回答
101	27	2	3	10				当初、事業範囲として規定されていた飲食店等附帯機能の運営を事業者の都合で中止する場合、本件全体の事業契約の解除条件となることとありますが（実施方針に関する質問に対する回答）、当要求水準書では附帯機能そのものが事業範囲から削除され、代わって民間収益機能が事業者の提案可能な業務として規定されております。PFIの事業範囲から除かれたことで、たとえ民間収益機能を中止したとしても事業契約の解除条件にはならないと考えますが、いかがでしょうか。	提案に違背した事業中止は解除条件となる可能性があります。
102	28	3						本件施設における「水道光熱費」について、静岡市様と事業者の費用負担についてご提示願います。	事業者負担とします。
103	28	3						実施方針回答No2に、SPCが維持管理運営業務において指定管理者となる、とあります。また、本要求水準書案42ページに運営業務については指定管理者の記述があります。これは維持管理業務も運営業務同様の指定管理者制度としての扱いという理解でよろしいのでしょうか。	ご理解の通りです。
104	28	3	1	3				人工地盤の維持管理範囲について、既存の自由通路施設が敷地内に一部存在していますが、その部分の維持管理は行政負担でよろしいでしょうか。	既存の清水駅東西自由通路のエレベータ等は事業敷地内であっても維持管理費は行政負担とします。
105	29	3	1	4				ライフサイクルコストの削減に努めることとありますが、維持管理・運営開始後の施設全体の光熱用水費は誰が負担することになるのでしょうか。	通番102参照。
106	29	3	1	6				「維持管理業務総括責任者（中略）を定め、業務の開始前に市に届け出ること。」と示されていますが、業務の開始前とは具体的にいつごろを想定されているのでしょうか。また、維持管理総括責任者及び業務責任者は常駐とする必要があるのでしょうか。	維持管理業務開始前30日前とします。通番121参照。
107	30	3	1	12				要求水準どおりの維持管理を行っているにもかかわらず発生してしまった劣化（天災や故意によるもの）については、事業費に含まれないこととよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
108	32	3	4	3		ア		「外部から持ち込む機材の搬入及び搬出に立会う。」となっておりますが、「深夜搬入についての制限」をつけることは可能でしょうか？不可の場合、主催者から別途割増料金を請求するような料金体系は可能でしょうか。	事業者提案によります。
109	32	3	4	3				定期保守につき、舞台機構に関する規定がありませんが、舞台照明・舞台音響比し可動するため、舞台照明・音響同等以上の回数が必要と考えます。今後、要求水準等で規定されると考えてよろしいでしょうか。	要求水準を修正します。
110	33	3	4	3				「補修」と「修繕」との違いをご提示願います。	補修とは、本件施設の性能を要求水準以上に保つための行為を意味します。また、修繕とは、劣化した部位・部材または機器の性能・機能を初期の水準まで回復させることを意味します。
111	33	3	4	3				「改修」についての定義をご提示願います。	改修とは、基礎や壁の補強、老朽箇所を取り替え等を設計に基づいて行う補強工事と定義します。

通番	頁	記号1	記号2	記号3	記号4	記号5	記号6	質問等	回答
112	34	3	4	3				「舞台設備にあたっては技術進歩が早く、・・・、ある程度のバージョンアップ（機能や性能のスペックアップ）は業務に含まれるものとする。」との記載がありますが、具体的な頻度や内容等については、事業者の提案内容によると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
113	34	3	4	3				「協議」との記載がありますが、この場合、協議内容による費用増減等の発生はないと解釈すべきでしょうか。	通番 1 2 参照。
114	34	3	4	3		イ		ある程度のバージョンアップ(機能や性能のスペックアップ)とはどの程度のバージョンアップを示しているのかご規定願います。当初納入の機器を機能維持のために交換せざるをなくなった時点で、互換している機器がバージョンアップしている場合、その機器を採用するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
115	34	3	4	3		イ		舞台設備の「ある程度のバージョンアップ（機能や性能のスペックアップ）」について、更新及び改修との区分が明確にできますよう具体的な内容を御教示下さい。	通番 1 1 4 参照。
116	34	3	4	3		イ		5～10年で主要機器は最新型に更新する必要があるということかでしょうか。	通番 1 1 4 参照。
117	34	3	4	3		イ		例えば、老朽化した制御装置・操作卓の全面更新などは、大規模修繕の範囲であり、ある程度のバージョンアップの範囲外と考えるとよろしいでしょうか。	通番 1 1 4 参照。
118	34	3	4	3		イ		予防保全の考え方を前提に、積極的に5～10年で主要機器は最新型に更新する計画とした場合、入札評価上評価されるのでしょうか。	落札者決定基準にて示します。
119	34	3	4	3		イ		バージョンアップに係る費用は別途支払われると考えるとよろしいでしょうか。また、支払いはその都度に支払うことになるのでしょうか。	特定事業契約書案にて提示します。
120	34	3	4	3				「舞台装置は...ある程度のバージョンアップは業務に含む」との記載がありますが、提案時に想定していなかった費用の発生リスクは民間のみでは負えませんので、更新に見合ったサービス購入料の増額などの措置がとられると解釈してよろしいのでしょうか。	通番 1 1 9 参照。
121	34	3	4	4				「ホール音響設備、舞台設備、照明装置維持管理従事者について、各業務は兼務不可であり、かつそのうち1名を業務責任者として常勤で従事させること。」とありますが、大小ホールの使用は予約制とすれば前もって従事者の手配が可能であるので必ずしも常勤とする必要はないと思料いたしますが、いかがでしょうか。	常勤を基本にそれから劣ることのない運営を希望します。具体的内容は事業者にて判断して下さい。

通番	頁	記号1	記号2	記号3	記号4	記号5	記号6	質問等	回答
122	34	3	5	2				備品の更新について 技術革新や陳腐化の場合であっても、備品としての機能が保たれている場合は、更新の対象外という認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
123	35	3	6	2				業務範囲は敷地内の外構施設とのことですが、ペDESTリアンデッキ・人工地盤は、敷地内のみ維持管理範囲と解釈してよろしいでしょうか。	通番104参照。
124	36	3	7	4				清掃業務時間は毎日、午前8時から夜10時となっていますが、要求水準を満足する水準の清掃を実施できれば、必ずしも夜10時まで毎日、常勤する必要はないと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
125	37	3	7	4		工		ゴミ処理業務の業務範囲について 貸館として利用する場合、舞台周りのゴミ（大道具残材含め）は借手（興業者や出展者）で処分するのが一般的であると認識しております。 また、全館貸し出しの場合、客席のゴミの扱いや練習室等の扱いも同様に借手で処分という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
126	37	3	7	3		工	(ア)	施設貸出時に、貸し出した場所において利用者が排出したゴミを処理する費用は、事業費に含まれるということでしょうか。	通番125参照。
127	38	3	8	2				業務の対象範囲について いわゆる、「記念植樹」等事業範囲外の植栽が事業期間中に付加された場合、事業者として責任が負担できません。事業者による植栽のみという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
128	39	3	9	3		工		「装具・装備品」については、事業費に含まれるということでしょうか。	ご理解の通りです。
129	39	3	9	3				「通常時」とは、開館時間という認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
130	39	3	9	3				時間外においても無人による機械警備は不可ということでしょうか。	可能です。
131	39	3	9	3				エリアについて、要求水準書に記載している機能ごととは、具体的にどの機能ごとをお示しください。	3(2)の「施設の概要」に基づいて事業者にて判断して下さい。
132	39	3	9	3		キ		急病、事故、災害発生時等の対応において、定位置を離れることはかまわないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
133	41	3	11	1,2				修繕業務について 利用者による破損は修繕対象となるが、要求水準を満たす性能・機能を維持するという市への一次的な責は事業者が負い、利用者への訴求は事業者の業務範囲という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
134	42	4	1	2				事業者の自主事業ではなく主催事業ではないでしょうか。	主催事業に統一します。要求水準を修正します。

通番	頁	記号1	記号2	記号3	記号4	記号5	記号6	質問等	回答
135	42	4	1	4				指定管理者制度は3年～5年程度の期間を限度とする包括業務委託契約の一種と認識しています。本件施設の事業者が指定管理者として指定されるとありますが、本件事業契約の内容が優先されるという理解でよろしいでしょうか。また、事業契約書案にはその旨を記載することは可能でしょうか。	ご理解の通りです。
136	43	4	1	6				「館長や業務責任者を置くにあたっては…」とありますが、静岡市から人員は派遣されないのでしょうか。	派遣予定はありません。
137	43	4	1	6				「館長や業務責任者を置くにあつては、芸術監督職あるいは芸術アドバイザーとすることも可とする。」との記載がありますが、館長を「運営業務総括責任者」とすることも可能と考えてよろしいでしょうか。	可能です。
138	43	4	1	6				「各機能における運営業務の区分ごとに総合的に把握し調整を行う「業務責任者」を定め」との記載がありますが、この「業務責任者」は兼務可能と考えてよろしいでしょうか。	可能です。但し、業務責任者としての職責を全うすることが必要です。
139	43	4	1	11				市民文化祭を除く市の関係行事について、事業者が行なう業務は他の貸館利用者に対して行なうサービス業務と同様の扱い（特に業務が追加されることはない）と考えてよろしいでしょうか。	優先使用の対象となる場合があります。
140	43	4	1	11				静岡市様の関係業務を開催される場合、事業者として、通常の施設貸出業務以外に特別にご協力を必要とする業務が想定される場合は提示願います。	通番139参照。
141	43	4	1	11				「市民文化祭を除き」との記載がありますが、この場合「市民文化祭」は、静岡市様が貸館対価を支払う対象外として解釈すべきでしょうか。また、その場合の貸館対価を支払う対象は誰でしょうか。	市民文化祭は優先かつ無償利用であり、貸館業務の対象外です。
142	43	4	1	11				「市等が貸館の中で対価を支払って借りる前提である。」との記載がありますが、この対価とは事業者が提案する施設利用料と考えてよろしいでしょうか。また、この場合「減免措置」を検討すべきでしょうか。	ご理解の通りです。
143	43	4	1	11				本件の収支等を検討する場合、～は事業期間を通じて継続されるものとして検討してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
144	43	4	1	11				「市民文化祭を除き市等が貸館の中で対価を支払って借りる前提」とありますが、市民文化祭については貸館の対価が支払われないという理解でよろしいでしょうか。その理解が正しければ、市民文化祭期間中の関係貸館収入をゼロと見込んで入札をすればよろしいでしょうか。	前段：ご理解の通りです。 後段：市の関係行事で利用する日程及び範囲については要求水準を参照。
145	44	4	1	11				「指定管理者に期待する事業」については、別途具体的な内容をお示しいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	当該記載を削除の上、要求水準を修正します。

通番	頁	記号1	記号2	記号3	記号4	記号5	記号6	質問等	回答
146	44	4	1	11				「指定管理者に期待する事業との調整については」とありますが、「市の関係行事」のそのもの見直し、内容の見直しを調整するという意味でしょうか。また、「協定を毎年度締結する形」とありますが、どのような名前の協定で、何を定める協定でしょうか。	通番145参照。
147	44	4	1	13				の維持管理・運営開始日と、の供用開始日は異なるのでしょうか。	ご理解の通りです。
148	43	4	1	11				「歓喜の歌」は15日程度との記載がありますが、これは年間15日間と解釈してよろしいでしょうか。またこの項目を含め「かがやき塾」、「清見瀧大学」には利用施設の記載がありませんが、全て大ホールを使うと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
149	44	4	1	13				「施設・運営内容に関するパンフレット」にかかる費用は、事業費に含まれるということでしょうか。	ご理解の通りです。
150	44	4	2	2				ホール開館時間は原則の時間の提示があり、事業者提案で可能との記載がありますが、仮に開館時間を短縮、例えば午前9時半からとしても差し支えないと解釈してよろしいのでしょうか。	ご理解の通りです。
151	44	4	2	2				事業者（指定管理者）という表現が使われていますが、「指定管理者である事業者」という意味でしょうか。	ご理解の通りです。
152	44	4	2	2				「臨時休館日及び特別整理期間については、市と協議するものとする。開館時間の変更は、市がこれを決定する。但し、事業者（指定管理者）は、必要があると認めるときは、市長の承諾を得てこれを変更することができる。」との記載がありますが、この場合の基本となる開館日及び開館時間は事業者が提案したものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
153	45	4	2	3				利用者の利用制限について記載されていますが、具体的に特定の宗教団体、政治団体等の利用に供させて良いかは都度、市に判断を仰ぐと申すことでしょうか。	利用者の利用制限については、条例に従い事業者にての判断となります。
154	45	4	3	2				利用料金は、周辺施設を参考に設定するとなっておりますが、現在の清水文化ホールの貸し館料金は周辺に比べ安く設定されています。現行料金に配慮する必要はあるのでしょうか。	利用料金については、近隣施設との均衡や施設グレードに配慮して事業者から提案を受けたものを基本的に条例で定めることとなります。また、条例改正については、必要に応じ検討します。
155	45	4	4					開業準備期間については、事業者側提案によると考えてよろしいのでしょうか。	平成23年7月1日から同年9月30日とします。
156	45	4	4	2				試演試聴会の企画は静岡市が、実施は事業者が行なうと考えてよろしいでしょうか。	両者とも事業者にて実施することとします。
157	46	4	4	3				「上記の協議の結果に基づいて、市の指示に従い、本件施設の機能及び性能の向上に向けた機器等の調整を図ること。」との記載がありますが、静岡市様が指示される場合は、入札説明書等に示された要求水準以上であることを実証・確認できない場合と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

通番	頁	記号1	記号2	記号3	記号4	記号5	記号6	質問等	回答
158	45	4	5	3				料金は自ら定めるとありますが、提案書に記載した料金を物価等の影響で改訂することは民間の事業主体の判断で可能なのでしょうか。それとも条例等に規定されるものなのでしょうか。この改訂のタイミング等についてのお考えをご教示下さい。	特定事業契約書案にて示します。
159	45	4	5	3				全ての料金が基本的に設定自由となっていますが、例えば回数券発行などで高頻度利用者を優遇したりすることは可能でしょうか。また興業利用の場合は都度、料金を変更する。例えば芸術性が高い場合は個別に営業交渉して貸し館料金等の値段を割り引く等の措置ができるのでしょうか。	ご理解の通りです。
160	47	4	5	1				「友の会」等が有効に機能する内容の場合は、自由に提案可能である。」とありますが、例えば友の会の運営の手間と収入から、組織することが採算面で不相当と判断した場合、友の会を組織しないことも可能でしょうか。	友の会を設置しないことも可とします。
161	46	4	5	3		イ		「予約受付方法」につき、「静岡市にて使用している既存のインターネットによる予約受付システムや、指定のPCのハードを使用することとする」などの指定はございますでしょうか。	指定はありません。
162	47	4	5	3				その他業務「イ・見学者への対応」について 対応する人員等の配置が必要なため一定の基準を設け有料化は可能でしょうか。あるいは、事業者側で日時制限等を設けることは可能でしょうか。	前段：有料化については不可とします。 後段：日時指定等については可能とします。
163	48	4	6	3				備品の貸出は、料金を利用者から徴収し事業者の収入にしてよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
164	48	4	6	3				練習室並びにギャラリー料金についても回数券の発行等の可否、料金個別交渉の可否、また改定のタイミング、についてご教示下さい。	通番158及び159参照。
165	50	4	8	2				駐車場は、原則として公演等の主催者や出演者、搬入車両等の公演関係者に限定するとありますが、民間収益機能としての駐車場を別途整備する場合、最低限度の台数等は設けず、事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	「民間収益機能としての駐車場」との質問の趣旨が不明のため回答できません。近日中にヒアリングを実施した後に、改めて回答を公表します。なお、駐車場を民間収益機能として整備することは可としますが、公演関係者用の駐車場（附置義務台数以上）を整備することは必須です。また、「民間収益機能に附帯する駐車場」を整備する場合、民間収益機能部分を含めた延床面積に対する駐車場が附置義務台数となります。
166	50	4	8	2				この説明を読む限り、付置義務台数以上の駐車場を確保するが、利用者は公演関係者限定で料金無料、ただし公演がない場合は使用禁止、という理解で宜しいでしょうか。	駐車場については、公演開催時においては公演関係者のみが利用可能（無料）ですが、公演がない場合における練習室等の利用者に対する駐車場の貸出については事業者にて判断してください。
167	50	4	8	2				本施設に附帯する駐車場の利用は「原則として、公演等の主催者や出演者、搬入車両等に限定し、」とありますので一般の来館者の方の駐車スペースについては考慮する必要がないと考えてよろしいのでしょうか。	通番166参照。
168	50	4	8	2				駐車場については会場に来るお客さんは利用できないのでしょうか。またお客さん用の駐車場はないのでしょうか。	通番166参照。

通番	頁	記号1	記号2	記号3	記号4	記号5	記号6	質問等	回答
169	50	4	8	2				仮に一般来館者の駐車スペースについて考慮する必要がないとした場合、隣接する立体駐車場に一般来館者は駐車することを前提としていると理解してよろしいのでしょうか。	事業者にて判断して下さい。
170	50	4	8	2				この説明を読む限り、付置義務台数以上の駐輪場を確保するが、利用者は施設利用者限定で料金無料、という理解でよろしいのでしょうか。	ご理解の通りです。
171	50	4	8	3				駐車場等の交通計画を行う上で参考となる交通量調査、交通計画等の資料はありますでしょうか。	交通量調査に関する資料は閲覧可能です。閲覧開始日につきましては、市ホームページでお知らせします。
172	50	4	8	3				当施設へのアプローチは、駅からの歩行者が一番多いと想定することよろしいのでしょうか。	事業者にて判断して下さい。
173	51	4	9	2				災害時等に市が緊急に避難場所として本件施設を使用する際に想定されている収容人数があれば御教示下さい。	要求水準を修正します。
174	50	4	9	3				託児室の運営について 「通常時の使用」の定義をご教示ください。	要求水準を修正します。託児室についてはホールでの公演利用時に限定します。
175	50	4	9	3				託児室の運営について 「通常時の使用」からは常設の託児施設を運営することも可能と読めます。支障はないのでしょうか。 また、その場合、賃料について単なる民間収益機能（P26定義）とせず、要求水準で求められる機能として扱われるという理解でよろしいのでしょうか。	通番174参照。
176	51	4	9	3				託児室を運営する会社は、市の方で別途選定するという理解でよろしいのでしょうか。また、いつ頃に選定する予定でしょうか。	要求水準を修正します。託児室の運営は事業範囲とします。
177	51	4	9	3				「ホール開館時を中心に託児所の運営ができるよう」とありますが、この場合の運営経費はサービス購入料に含め、ホール入場者は無料利用できるということも可能でしょうか。また「通常時の使用」とありますが、託児所を常設として料金をとって一般の方が利用でき、ホール入場者も利用できるという運営形態でもよろしいのでしょうか。	通番174及び176参照。
178	51	4	9	3				「託児室はホール開館時を中心に…」との記載がありますが、例えば高校の文化祭利用などでは不要と思われるので、必要の都度と解釈し、利用は完全予約制としてもよろしいのでしょうか。	通番174及び176参照。
179	51	4	9	3				託児室利用につき、サービス内容の充実と安全上の理由等により2才以上5才以下等の年齢規定を設けてもよろしいのでしょうか。	事業者にて判断して下さい。
180	51	4	9	3				託児室は通常時には使用しないことも可となっていますが、会議室や練習室と兼用することも可能でしょうか。	ご理解の通りです。
181	51	4	9	3				託児室の運営について、隣接の清水テルサ内清水中央子育てセンターとの機能連携を図る必要があるのでしょうか。ご教示願います。	事業者にて判断して下さい。

通番	頁	記号1	記号2	記号3	記号4	記号5	記号6	質問等	回答
182	51	4	10					「事業者の主催事業」は、「静岡市民文化会館優先使用等に関する事務取扱要領」の第2条（優先利用）（1）市及び会館が、その事業として利用するとき。に該当すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
183	51	4	10					「自主事業」と「主催事業」の定義をご提示願います。	主催事業に統一します。要求水準を修正します。
184	52	4	10					自主事業と主催事業の関係について ここでは主催事業について「自主事業との位置づけではない」とありますが、P4事業者の業務概要に定義されている「事業者の自主事業」はサービス購入料の対象外となるのでしょうか。P4の自主事業とここでの主催事業の関係をご教示ください。	通番183参照。
185	52	4	10					主催事業について 主催事業とは年間12回行なうもので、サービス購入料とチケット販売等の収益があるから商業的に成り立つという理解でよろしいでしょうか。 すなわち、この場合の「商業的に成り立つ」というのは、静岡市としても文化芸術公演の誘致・開催に対するサービス購入料として運営費をご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	通番189参照。
186	52	4	10					事業者の主催事業の「文化芸術公演」は何れも商業的に十分成り立つ内容のものとするとあります。提案した講演について、結果的に採算が合わなくなってしまったような場合、ペナルティーもしくはモニタリングによる減額措置等が課されることになるのでしょうか。	特定事業契約書案にて示します。
187	52	4	10					事業者の主催事業とありますが、各年度12回の開催は必須なのでしょうか。	必須です。
188	52	4	10					実施方針に関する質問に対する回答で、事業者が企画・実施可能な（または不可能な）事業については入札説明書等で示すとありましたが、本要求水準より詳しい規定または具体的な事業内容が提示されるものと考えてよろしいでしょうか。	本要求水準より詳しい規定を示す予定はありません。
189	52	4	10					「12回程度の文化芸術公演の誘致・開催を求める」とありますが、「誘致・開催」の具体的意味は、文化活動団体、プロ演奏団体、劇団、各種マネジメント会社、プロモーター等に営業し、公演を誘致して開催してもらうという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。ただし、市民団体等による発表会の開催等は除きます。
190	52	4	10					「これらは何れも商業的に十分成り立つ内容のもの」とありますが、商業的に十分に成り立つことが困難な見込みならば、ここで定義された文化芸術公演の12回程度という回数の誘致・開催にはこだわらない、という理解でよろしいでしょうか。	通番187及び189参照。



通番	頁	記号1	記号2	記号3	記号4	記号5	記号6	質問等	回答
191	52	4	10					誘致する文化芸術公演について、「商業的に十分成り立つ内容のもの」と規定されていますが、誘致勧誘事業の場合、事業者は貸し館料金を受け取るだけで入場料収入や出演者への支払い等の興業リスクを負わないわけですから、あえてこの記述をされた意図をお示し願います。また、パンフレットの広告料などの企業支援・協賛により開催した場合は商業的に成立したと判断してよいのでしょうか。	前段：芸術文化公演の積極化を期待するものです。 後段：ご理解の通りです。
192	52	4	10					「これらは何れも商業的に十分成り立つ内容のもの」とありますが、商業的に十分に成り立つということの定義をお示し願います。興行主の損益状態を把握する必要があるのでしょうか。単に官側の支援が見込めないことを前提に誘致の営業をしなければならないという意味でしょうか。	通番184から191参照。
193	52	4	10					「商業的に成り立つ」ことを意識し、鑑賞料金は自由設定できる、と解釈してよろしいのでしょうか。例えばオペラの料金は数万円以上とすることも可能でしょうか。	ご理解の通りです。
194	52	4	10					「民間事業者の裁量により誘致・開催に代え自主事業を開催することも可」とありますが、自主事業というのは民間事業者が独立採算で行う興行という理解でよろしいでしょうか。、この場合の自主事業は文化芸術公演以外でも可という理解でよろしいでしょうか。	前段：必ずしも民間事業者による独立採算興行である必要はありません。 後段：文化芸術公演とします。
195	52	4	10					静岡市や静岡県などの地方公共団体が文化芸術公演を勧誘する、あるいは支援をする場合もあるのでしょうか。この場合サービス購入料が増えるのではなく、興業主へ直接支援することになります。	市による文化芸術公演の勧誘は予定していません。
196	52	4	10					現在の清水文化センターの自主事業は、ほとんどが中ホール利用ですが、ここでの誘致勧誘事業、それに替わる自主事業は必ずしも大ホールではなく小ホールとしてもよろしいのでしょうか。	大ホールの利用促進に向けた積極的な提案を期待します。
197								水光熱費負担の考え方について、ご教示願います。	通番102参照。